

茂原市地域包括支援センター事業実施方針

1 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項（以下「法」という。）に基づき策定する。地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考えと業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 市の役割

- (1) センターの設置主体として、地域包括ケアシステムの構築を推進するための体制整備に努め、その運営について方針を示し適切に関与する。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、①介護予防・重度化防止の推進②在宅医療・介護連携の推進③日常生活を支援する体制の整備④高齢者の住まい安定的な確保⑤人材の確保と資質の向上を図る。
- (3) 権利擁護事業において行政専管事項となる、成年後見市長申立や虐待対応にかかる迅速・適切な措置を行う。
虐待対応においては、センターより報告を受けた場合は、立入調査の実施及び立入調査の際の警察署長に対する援助要請について速やかに対応する。

3 センターの役割

各地域包括支援センターは、市と連携を図り、本方針に基づき包括的支援事業等を担当圏域の地域特性や実情を踏まえて適切な事業運営を行い、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるように地域に根差した支援体制づくりに努め、地域包括ケアシステムの構築につなげる。

4 茂原市の地域包括ケアシステムの構築方針

地域住民が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、医療・介護・介護予防・住まいなど介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

5 センターの基本的な運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

地域包括ケアシステムの推進のため、センターは、担当する地域の実情や特性を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域や自宅で生活が続けられ、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、地域包括ケアシステムにおける中枢機関として業務を遂行し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるように努める。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを通して、地域の住民や関係団体等とのネットワークの構築を図り、担当地域のニーズ・課題の把握に努め、課題の解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者の多種多様な課題を解決するため、介護・医療・保健・司法の関係機関や民生委員、社会福祉協議会等の専門的な多職種と、地域の中のさまざまな取組みを連携させ、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進し、様々な社会資源を有効活用することで、問題解決にあたる体制整備を推進する。

ネットワーク構築のため、「地域ケア会議」を積極的に活用し、個別課題の解決のみならず、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担を図り、必要な地域づくり・資源開発に努める。

(4) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組を行い介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

地域ケア個別会議により、個別ケースの検討を通して、自立支援・生活の質の向上や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の強化に努める。

(5) 地域ケア会議の運営方針

地域ケア個別会議を推進して、サービス利用者の自立支援や生活の質の向上など支援の充実と、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めると共に、地域課題を明確にし、課題解決に向けた必要な資源開発・地域づくりなど、ネットワークの構築につながるよう、地域ケア会議の充実に努める。

(6) 市との連携方針

市は、介護保険制度の運営責任者として、また、センターの設置主体として、センターと事業実施方針を共有し、その運営と活動を支援する。

センターは、地域包括ケアシステムの実現に向け、市と連携して包括的支援事業等の適切な運営を図る。

(7) 公正・中立性確保のための方針

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(8) 業務の運営方針

センターは、地域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。

茂原市地域包括支援センター運営協議会において、センター業務の報告・説明等を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度毎に目標に対する事業の評価を行う。

自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討し、地域包括ケアシステムの推進に努める。

(9) その他の方針

その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

6 個別事業の実施方針

(1) 第1号介護予防支援事業

要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が、自立支援と生活の質の向上のため、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進する。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

高齢者の保健・福祉・医療やその他生活に関する様々な相談に対応する。

可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる。

② 権利擁護業務

高齢者の意思を尊重し権利行使ができるよう関係機関と協働し支援する。そのため、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応や成年後見制度の積極的な活用、消費者被害防止に取り組む。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予

防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるより質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

以下の事業については、市と基幹型支援センターが中心となって実施するが、委託型センターは市と連携・協力を図り、地域に根差した支援体制の構築につなげる。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等関係者の連携に努める。

⑤ 認知症施策推進事業

ア 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援に努める。

イ 認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。

ウ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等とともに、認知症の早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力に努める。

⑥ 生活支援体制整備事業

高齢者自らができることに取り組むことで、地域の担い手となって活躍できるよう、互いに支え合う地域づくりを目指し、生活支援・介護予防サービスの充実のため、地域資源の把握に努め、市と連携し、体制整備を推進する。

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域の特性や実情を踏まえ、地域課題の発見・解決を図るとともに、地域住民への広報・啓発活動を行い、地域資源の発掘に努め、さまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、地域の特性に応じたネットワークを構築していく。

多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域ケア会議の充実を図ることにより地域資源の連携システムの構築に努める。

(4) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行い、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。

(5) その他の業務

- ① 地域支援事業の任意事業（法第115条の4第3項）として
家族介護支援事業
- ② 厚生労働省が定める事業（法第115条の4第1項）のうち
介護予防普及啓発事業

③ その他

- ・市及びセンター同士の連携に関する業務
- ・例月の報告に関する業務
- ・センター運営協議会での報告、説明等の業務
- ・適正な記録管理に関する業務
- ・年間事業計画等に関する業務
- ・その他センターを適正に運営するために必要な業務